

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分は、勤務成績が良くない場合等の法律又は条例に規定される一定の事由により公務能率の維持向上を目的として行われる不利益処分で、免職、降任、休職及び降給があります。

平成23年度に分限処分を受けた職員は、心身の故障による休職が4人となっています。

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分は、法令に違反した場合等の法律に規定される一定の事由により公務の規律と秩序を維持することを目的として行われる不利益処分で、免職、停職、減給及び戒告があります。

平成23年度において、懲戒処分を受けた職員は、職務上の義務（差押業務における帰属認定の確認）を怠ったことによる戒告が2人となっています。